

翻刻「判鑑帳 南仲間両替屋 文政六末年」

小田 忠

〔翻刻〕

判鑑帳 南仲間両替屋 文政六末年

(表紙)



覚

一仲間両替中印鑑帳銘々相渡置候向後名判添印等替候節ハ早速年行司
へ断相改可申事

一銘々封包出候金銀之儀悪金銀軽目無之様入念可被申且又申合違背之

仁者早々仲間退ケ可申事

一仲間退候仁ハ此判鑑帳早速年行司へ差戻シ可被申事
右之通一統相守可被申候已上

文政六末年

南仲間両替屋

年行司

- 1 印鑑 平野屋平兵衛
- 2 印鑑 油屋市兵衛
- 3 印鑑 南本町四丁目 平野屋喜兵衛
- 4 印鑑 大和屋小三郎
- 5 印鑑 堺屋七兵衛

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑
			北堀江式丁目																		
山城屋平兵衛	泉屋林兵衛	京屋七兵衛	平野屋新兵衛	国分屋吉兵衛	ゑなみや藤兵衛	山本屋文蔵	青野屋清兵衛	伊勢屋平蔵	明石屋利助	伊賀屋儀兵衛	木ノ内屋吉兵衛	鴻池屋和助	平野屋傳兵衛	かゝや安兵衛	池田屋与市	湊屋忠兵衛	三津屋久兵衛	中嶋屋庄兵衛	大和屋幾兵衛	錢屋次之助	奈良苔屋五兵衛
49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑	印鑑
		綿袋町																			
かじま屋甚兵衛	近江屋八兵衛	山田屋武兵衛	中野屋季兵衛	山田屋清兵衛	和泉屋嘉七	北国屋五郎右衛門	塚口屋源三郎	泉屋久次郎	嶋屋惣兵衛	はりまや利助	河内屋徳三郎	三木屋小三郎	河内屋平次郎	河内屋八三郎	淡路屋次右衛門	淡路屋惣兵衛	河内屋徳兵衛	桜井屋清兵衛	境屋庄兵衛	大和屋三郎兵衛	う津らや金兵衛

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50
 印鑑 印鑑

宗右工門町
(道頓堀右衛門町)

宮川町

河内屋長三郎 土佐屋惣兵衛 油屋和助 近江屋伊兵衛 山田屋忠三郎 はりまや嘉兵衛 丹波屋七兵衛 淡路屋市右衛門 加賀屋吉次郎 ふじや久兵衛 堺屋惣兵衛 高津屋十兵衛 榊屋伊兵衛 堺屋勘兵衛 天王寺屋清右工門 嶋屋孫四郎 日野屋嘉七 天王寺屋久兵衛 唐金屋忠兵衛 山田屋吉治郎 井筒屋忠兵衛 堺屋利兵衛

93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73 72
 印鑑 印鑑

南瓦
(南瓦屋町)

嶋之内布袋町
(道頓堀北参町)

大手谷町

山田屋市兵衛 布屋仁兵衛 河内屋新五郎 小嶋屋藤七 小山屋得兵衛 塩屋飯瓶 京屋財次郎 美のや重兵衛 七にや兵助 河内屋伊三郎 淡路屋尋右衛門 京屋源兵衛 今津屋和助 平野屋貴四郎 播磨屋清兵衛 河内屋重兵衛 越後屋多七 京屋治兵衛 三木屋長兵衛 銭屋九兵衛 山田屋半兵衛 阿波屋貴右衛門

115	印鑑		
114	印鑑		
113	印鑑		
112	印鑑	てんま <small>(天満国町)</small> つの国町	野間屋清兵衛
111	印鑑		立花屋幸四郎
110	印鑑		橘屋市兵衛
109	印鑑		和国屋善蔵
108	印鑑		塚口屋太助
107	印鑑		俵屋治右衛門
106	印鑑		大和屋善七
105	印鑑		高砂屋平右衛門
104	印鑑	堀江	鉄屋朝吉 代判安兵衛
103	印鑑		山城屋傳兵衛
102	印鑑		備中屋弥一郎
101	印鑑	順慶町式丁目	南部屋金兵衛
100	印鑑		砂糖屋李兵衛
99	印鑑		丸かめや寛兵衛
98	印鑑		鋳屋勘兵衛
97			いせ屋弥助
96	印鑑		播磨屋弥助
95	印鑑		はりまや儀助
94	印鑑		柳屋寿助

128	印鑑	堀江市場	岩田屋伊兵衛
127	印鑑		美濃屋武兵衛
126	印鑑		小倉屋嘉兵衛
125	印鑑		住吉屋市兵衛
124	印鑑		亀屋長右衛門
123	印鑑	西高津 <small>(西高津町)</small>	銭屋林兵衛
122	印鑑		近江屋平兵衛
121	印鑑		近江屋伊助
120	印鑑		薩摩屋重之助
119	印鑑		虎屋可市郎
118	印鑑		薩摩屋市右衛門
117	印鑑		播磨屋忠三郎
116	印鑑	順三 <small>(順慶町三丁目)</small>	三嶋江屋幸兵衛

南仲間両替中

(裏表紙)

(基本的には、墨書と押印から読みとれる範囲の名前と住所を書き写し、番号も便宜のため付した。)

〔解説〕南仲間両替屋覚書

延享版「難波丸綱目」では

南銭屋中間 惣組合百軒余 行司四人

いしはい丁石灰屋吉右衛門 大和はしほり詰榎並屋藤

右衛門

大和屋勘七 金田町京屋甚兵衛

寛延版「難波丸綱目」 榎並屋次右衛門

南両替中間

安永版「難波丸綱目」南両替屋仲間 行司長丁一丁メ堺屋七兵衛

周防丁平右衛門 組合百二

十軒余

南両替仲間の動向を知る手がかりは、右の史料が有力である。本両替仲間は、延宝七年（一六七九）の「懐中難波すゝめ」において、その名前が刻まれている。

しかし、南両替仲間の名前の初出が、延享版「難波丸綱目」に南銭屋中間 惣組合百軒余として登場するが、数年後寛延版「難波丸綱目」を見ると、南両替中間となり（「銭屋」の文字がなくなっていた。

当初から本両替仲間と対抗するためではなく、その出自は、居住地に

あった。本両替が船場に集中しているのに反し、南両替仲間が、島之内以南に多い。南両替仲間が単なる銭屋でないことは、「両替商旧記」が教えてくれる。

一此度南両替屋共より小判銭相場聞合所之儀願上候ニ付、御吟味被仰付候処、相場所にて候得ハ、新規之願故御取上不被遊候得共、相場聞合所迄之儀ニ候故、願之通被仰付、尤南両替屋之者共より本仲間之者共へ対し、妨等不仕候様ニ急度被仰付候事右之通、此度南両替屋中より小判銭相場聞合所之儀被願上候ニ付、願之通被仰付旨、地方御役人を以被仰渡候趣被仰聞、承知仕候、銘々共先年より連判仕置候通、本仲間両替之外、南両替屋中と小判銭売買一切仕間敷候、尤手代之者共へも急度申付候、若向後密々ニても売買仕候ハ、早速可申出候、若隠置候て他之組合より相聞候ハ、組中一統ニ印形御除可被成候、為其連判依て如件

子六月十六日

右の一文は、享保十七年の子年のことで、享保の初年頃は、銭屋の仲間があり、商売の区域が島之内以南に集中していた。しかし、享保十七年子六月十六日にいたり、〈小判銭相場聞合所〉の設立を願い、聞き届けられたので本両替仲間と同格の仕事ができると考えた。だが、南両替屋は本両替仲間に対して妨害をしてはならないし、小判銭売買としてはいけない連判を差し入れている。仮に移し売買でも許さ

れている以上は、遠慮なく金銀売買が行うことができた筈である。しかし、脇両替であるために本両替仲間とは、取引ができない。その上資力もなく、手形の振り出し、為替の取り組みができなかった。

このような推測のもと、「国花萬葉記卷第六之二」元禄十年（一六九七）には、「右之外小錢屋三郷二凡三百軒余有之」とある記述から、この頃は錢屋であり、享保頃も錢屋であった。享保十七年にいたる（小判錢相場間合所）の設立を願うようになり、延享版「難波丸綱目」が南錢屋中間と錢屋の名を掲げていたが、数年後の寛延年間には、錢屋の看板を外し南両替中間と名乗ることになった。

「南仲間両替中」この判鑑帳によると、両替仲間の印鑑帳で各自に渡してある。印を変える場合は、直ぐに年行司へ改めるように申し出る事、封包する場合、悪い金銀や軽目金がないように入念にチェックする事、また、申し合わせに違反した人は仲間から外す取決めになっている。仲間を退く時は、この判鑑帳を年行司へ戻すことになっている。

文政六末年の年号をもつ南仲間両替中の判鑑帳は、本両替仲間の体裁とよく似ていて、両替屋各自に用紙を渡し、そこに押印ならびに名前を書いている。年行司は「印鑑」の文字を木版ですり、縦十五センチ、横四センチから五センチ程の紙片を渡し、ここに押印し、名前を書いている。稀に住所が書いてあるのも散見できる。用紙が不足すれば手前勝手に紙片の上に印鑑と書き、名前を書いている。